

## 第9回甲府地方裁判所委員会 議事概要

(甲府地方裁判所委員会事務局)

1 日時 平成18年11月15日(水) 14:00～16:30

2 場所 甲府地方裁判所

3 出席者

(1) 委員(五十音順)

飯村委員, 青柳委員, 足立委員, 井口委員, 石井委員, 稲葉委員, 小野寺委員, 加藤委員, 金田一委員, 小林委員, 高野委員, 牧島委員, 向山委員, 渡邊委員

(2) オブザーバー

山梨県弁護士会所属弁護士 古井明男

山梨県立あけぼの養護学校教頭 星野浩彰

(3) 甲府地方裁判所

柏木民事首席書記官, 松本刑事首席書記官, 萩原事務局長, 天野事務局次長, 後藤地裁総務課長, 越田地裁総務課補佐(書記), 井上庶務係長(書記)

4 議事等

別紙「議事概要」のとおり

5 次回委員会のテーマ

「裁判員制度広報について」

～裁判員として協力してもらうための広報はどうあるべきか～

6 次回委員会期日

平成19年4月25日(水) 午後2時00分から午後4時30分

(別 紙)

## 議 事 概 要

### 1 実情紹介等

#### (1) 教育現場における実情紹介

##### (概要)

授業という形で法を扱う場面としては、現代社会又は政治経済の中で生活に関連する一切合切の法律を広く取り上げているわけだが、大方の教師は憲法を中心に授業を行い、ほとんどの場合はそれだけで終わっている。その場合でも内容としては上辺の知識理解に留まっているのが実際である。そういう意味では、深い意味での法を勉強するような授業は無いと言ってよい。

今報道されているように、学校教育の現場では時間的な余裕が無く「ちょっと裁判所に行ってみよう」などという時間も残念ながら無いのが実情である。

#### (2) 弁護士会における法教育に関する取り組み状況の紹介

##### (概要)

山梨県弁護士会では、平成16年度から法教育委員会を立ち上げ、基本的には自由公正な社会の構成員としての市民を育み、自由、責任、共生ということを学び取ってもらうということを目的に活動している。

具体的な活動としては、春と夏に山梨学院大学の協力を得て子供ロースクールを実施したり、出前授業などを行ってきた。

また、平成17年度は11校、平成18年度は13校で出前授業を実施したが、授業といっても一方的に話をするのではなく、童話を題材とした模擬裁判を実施したり、ゴミ収集所を設置する際のルール作りをやってもらうなど、双方向の議論、グループディスカッションを主体とした内容にしている。

模擬裁判のねらいとしては、裁判を知ってもらうということよりも、公正

に事実を認識すること，問題を多面的に見る力を持つこと，自分の意見を明確に話して他人の意見を公平に理解しようとする姿勢を持つこと，多様な意見を調整して合意を形成すること，公平な第三者として判断する力を持つことを涵養する点に重点を置いている。

(3) 裁判所における広報活動の状況紹介 ～「法教育」の参考として～

- ① 法廷傍聴・出張講義の実績データの配布
- ② 裁判官による高校での出張講義実施状況のスライド上映
- ③ 裁判官が出演した小学生対象のクイズ番組のVTR上映

2 意見交換等

○ 現在，私の分野では金融教育，経済教育についてどのような到達点を設けるかについて模索中であり，試行錯誤しているところであるが，学校教育における法教育ではどのようなレベルを設定しようとしているのか。

○ 現在法務省では法教育推進審議会という審議会を設置しているが，そこで現場の先生にも参加いただいて，学齢に応じたカリキュラム作りや教材作りを進めているところである。

また，学校教育を前提とすると，法教育をどの様に指導要領に盛り込むかということになると思うが，文科省でも指導要領の改定に動き出しているようである。

○ 私も農業や環境問題をテーマに学校で授業をしたことがあるが，小学生の方が反応が良く，本質を理解する能力があると感じた。高校生になるとあまり興味をもたなくなる傾向にあるようだ。できるだけ小さい頃から勉強させた方が良かったと思った。

○ 親が子供にケーキの公平な切り方を教えるように，生活の中にある事例を通じて教えていくことが大切である。そして「裁判」などを持ち出さなくても社会生活の中でトラブルを未然に防ぐこと，みんなが上手くやっていく方法を学ばせることが法教育の根本だと思う。

○ 学校の公民や政治経済のカリキュラムでは，どういう法律があるかというこ

とまでは教えるが、法律がどの様に社会で生かされているのかを教えるとなると、なかなかそこまで至らないのが現状である。

- 法教育の観点として、第一に「法の根本を形成する思想は何か」を教えるということと、第二に「その思想が目指そうとしていることを実現するための道具としての法律」を教えるものの二つに整理することができる。

例えば国民の義務としての「納税の義務」については、その必要性を考えず、ただ稼いだ収入が吸い取られていくというイメージが先行してしまっている傾向が一般にあるようだが、なぜ「納税の義務」があるのかという根本を教える必要がある。最近の租税教育に関する議論では「税を語らずに税を教える」という教育手法に変わり始めている。これは、なぜ税を納めなければならないのかという根本を教えることにより「納税の義務」を教えると言うものである。

法教育でも同じように、なぜ法律があるのかと言う根本を教えるカリキュラムを、なるべく学齢の小さいうちに行うべきである。

- これまでは、例えば「民主主義」を教えるに際して、なぜ民主主義なのかと言うことを教えるのではなく、言葉として教えるような知識偏重の教育が行われてきたのではないかと思う。
- 大学の教育現場では、専門としての法を学ぶことと、社会生活におけるルールを学ぶことの違いは常に意識するよう指導している。
- アメリカでは歴史教育が民主主義教育そのものであり、陪審制度は民主主義の成果だとして教えている。また弁護士会が公民教育の一翼を担っており、教材を作成したり教員に対する研修を行ったりしている。日弁連もこれを目指すべきではないかと思う。韓国は法務省主導で昨年来、台湾は民間団体主導で5年位前から法教育を始めており、中国も法教育を始めている。
- ドイツでは法廷見学を普通高校のカリキュラムの一つとして実施している。その際は、ただ見学するというだけでなく、法廷が始まる前に10分から15分位、法廷終了後に質疑応答を含めて30分位、裁判長から説明がある。日本でもこの様なカリキュラムを年に3回位は実施するとよいと思う。

ちなみに中国では、従前より軍人や地域の有力者が裁判官に任官しており、法治国家化を推し進めるため、これら裁判官の法教育又は再教育が行われているのが実情である。

○ 東京地裁ではかなり頻繁に法廷傍聴の申請がある。法廷傍聴に適している事件としては被告人が事実を認めており、手続の最初から最後までが一回で終わる事件が適当である。同地裁には刑事部だけで18部あるので、いつ法廷傍聴の申込みがあっても、ほぼ必ず適当な事件を選ぶことができる。この点、甲府地裁ではなかなかそうはいかないと思われる。東京地裁では説明等は左陪席の若い裁判官が担当している。

○ 小、中、高校生を対象に、検察庁見学や出前教室などを実施しているが、検察庁に関する知識についてはテレビドラマなどを通じてかなり浸透しているようである。

子供たちの場合は知的欲求も強いので、まずは知識として検察庁とはどういうところなのかを知ってもらうようにしている。また裁判員制度とはどういった制度なのかについては、法務省で作成したVTRを見てもらっている。このVTRは中村雅俊が裁判長役となり、西村雅彦扮する裁判員が渋々裁判員として出頭するが、次第に裁判員としての充実感、達成感を感じるようになっていくという内容のものである。

これらの取り組みを通じて、将来を担う子供たちに、自分たちの社会の秩序は自分たちで守るという気概を持ってもらい、自分たちの制度にプライドを持ってもらいたいと思っている。

○ 先ほど委員からご紹介のあった金融教育もそうであるが、子供に教育すべき社会のニーズを全て学校教育で受け入れるとなると、他の一般知識に関するカリキュラムを消化しきれなくなるのではという懸念もある。現在、裁判所としては要望があればできる限り応じていくという受け身的なスタンスで進めているところである。

○ 何がしてはいけないことなのかなどは、昔は家庭でしっかり躾をしてきたと

思うが、今はなかなかできていないのだと思う。そういったことが少年犯罪に繋がっているのではないかと思う。

- 調停の当事者の傾向に照らすと、従前に比べて近年は権利意識、自己主張が強くなってきていると感じる。自ら勉強し知識を持った当事者が多く、またインターネットを利用するなど情報入手が手軽にできるようになったこともあり、私たちも理論武装しないと太刀打ちできないと感じることもある。

しかし、権利意識が強い反面、自分の非には目を向けることができない事が多い。先ほども他の委員から法教育には二面性があるとの意見があったが、法律の運用を学ぶ面だけでなく、どうしてその様な法律が必要なのかということも学ぶ必要がある。法務省だけでなく色々な機関が一緒になって、まだ権利意識ばかりが先行していない子供のうちから、しっかりと教育をしていく必要があると思う。そうした取り組みをしていけば法の運用面もうまく行くようになるのではないかと思う。

- 法教育を行うにしても、まだ理解しきれない低学年などの生徒に模擬裁判などを見せると、ボス格の生徒が「裁判官ゲーム」などと言いながら虐めに発展させかねない。今の日本の現状からすると、小さい子供を持つ親としてはそういった心配がある。
- アメリカでは法教育の根本を正義、責任、プライバシー及び権威という四つの大きな言葉に集約しており、正義も配分的正義、矯正的正義、手続的正義という分類で教えている。配分的正義とは、あるものをどうやって分けるのが正義なのかということであり、幼児教育の教材では、例えば体の大きさの違う熊の親子に野イチゴを分ける場合には、体の大きさに合わせて配分するのが配分的正義にかなっていると教えている。なお、矯正的正義とは正義が侵されたときにどうやって回復するかということであり、手続的正義とは配分的正義と矯正的正義を実現するにあたってその手続がきちっとしていなければならないというものである。

アメリカでは教育の段階に応じた解りやすい事例を用いたカリキュラムがし

っかりできており，これら正義や民主主義社会の市民として何をしなければならぬのかをきちっと教えている。

日本ではまだまだ始まったばかりだが，司法改革の中で目指す社会が変わってきたわけであり，自分自身で決めて自分自身で責任を取るという理想的な市民としての能力をどう育むかを考えていく必要がある。

- アメリカは法教育という点で先進国だと思うので，参考にするところがたくさんあると思う。
- 今までの議論を聞いて感じたのだが，法的な教育をすればするほど生意気な子が増えていくのではないかと思った。親が子に諭そうとすると，法的な理論武装した子供が抵抗をするという状況が浮かんだのだが，なんでも裁判が解決するという風潮となることが本当に良いのかという懸念を抱いてしまった。
- 法教育が進んでいる他国を見習うことも大切だと思うが，訴訟の多い世の中になって行くことが幸せだとは思えない。信頼しあえる人間関係を築く，思いやりを持ち合える，理解し合える社会が基本にあって，その後で不都合が生じたときに解決することができるように教育していくべきである。子供の時期にはむしろ道徳観を中心とした内容とすべきだし，人の意見を聞き入れたり，自分の意見を言うことを学ばせることが大切だと思う。また議論することは喧嘩ではなく，より良いものに向かっていくためのものだというのを学ばせることが法教育では重要だと思う。
- 裁判員制度では裁判官を含めて9人の日本人が議論をして結論を出すわけであるが，裁判官が司会をする場合が多いとしても上手く行くのかという不安がある。そういうことも含めて今から準備できればと思う。
- 先生に注意されたときに「刑法第何条に照らし・・・」などと生徒が反論するような社会にはいけないと思う。特に若年層には「法を語らずに法を教える」ことが必要だろう。

アメリカは歴史的な経緯が異なる多様な人々の集合体であるため，民主主義と国の歴史を密接に関連づけつつ，更にそこに自由を取り混ぜて根付かせる必

要がある国家形態である。それゆえ参考とするにしても、アメリカの手法をそのまま日本に当てはめるのは適当でないと思う。アメリカはルールベースアプローチと言って全て規則で縛るやり方だが、イギリスはプリンシプルベースアプローチと言って法の精神に則って解決するやり方である。

最近、金融の分野では大きな会計上の不正事件が生じ、これを機にイギリス的なアプローチが重要視されつつある。旧来は下町的なコミュニティーで物事を解決してきた日本の土壌には、純粋なアメリカ的なアプローチよりも、むしろイギリス的なアプローチの方が付合するのではないかと思う。

社会的な秩序に対する意識やバランス感覚に関する共通意識ができたところで、またこれを身につけるための道具立てとして、一定のレベルに達した年齢になったところで法に関するカリキュラムを組み込んだり、模擬裁判などを取り入れていくのが相当だと思う。

- 子供の頃から法教育を植え付けるのは必ずしも反対では無いが、法と道德及び倫理は別である。一面一致するが、逆に不一致な面もある。根本的な倫理観、道德観というのは日本人には確立してきていると思う。小さいときから法律と倫理感を同時に植え付けていく必要があると思うが、別であるということもしっかり教えつつ、法という取り決め論より人がどうあるべきかということを中心に教えていくべきであると思う。
- 今後、高齢者に対する出張講義や模擬裁判などがあつたら、ロースクールの生徒に講師を務めてもらった方が親しみやすくなると思う。